

クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

1 経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会は、クレジットカード発行時の過剰与信規制の緩和策を検討している。すなわち、①クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合に、利用限度額30万円を超えるクレジットカード発行時に課されている支払可能見込額調査義務（割賦販売法30条の2第1項）を適用除外とすること、②「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合は、指定信用情報機関の個人信用情報の照会義務（同条第3項）及び与信情報の登録義務（同法35条の3の56第2項）も免除すること、③利用限度額10万円以下のクレジットカード等発行時には、指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除することなどが提案されている。

2 しかし、これらの規制緩和策は多重債務防止の社会的要請により導入されたクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものであり、強く反対する。

3 現行規制では与信を受ける者の支払可能見込額を「年収－クレジット債務年間支払予定額－生活維持費」として算定している。与信を受ける者の年収が急激に上昇することは一般的に想定できず、クレジット債務年間支払予定額は支払可能見込額から控除するしかなく、かつ生活維持費の支出は必要不可欠な出費であるから、新規与信にかかる支払可能見込額を前記計算式で算出するのは支払能力を超えた与信をしないためにも必要な措置である。

これに対し、①クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」（主にいわゆるビッグデータを用いて与信審査をする方法）につき、支払可能見込額調査義務を適用除外とすれば、過剰与信をしても自社には返済を続けてくれる者をデータから選別して与信を行うことにもなりかねず、現行の支払可能見込額の算出金額を超えた与信となる可能性が高い。

また、クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」については、ビッグデータによるデータ解析によって相関関係が判明したとしても因果関係までは不明確でかつその相関関係がどのような理由によって生じたのかクレジット会社にも判断できないため、その与信審査方法による与信が過剰与信となっていないかの検証が実質的に不可能で、過剰与信を防止し得る客観的合理性をもつ審査を担保する

ことが困難になる。

4 ②③につき、与信情報の登録義務を免除すれば、借入をした者の支払可能見込額が不明確となり、過剰与信の温床となる。

そして、②「技術・データを活用した与信審査方法」については、与信情報を各社が登録せずかつ与信情報の照会もしなければ、他社からの与信内容の把握は自己申告によるしかなく、自己申告がなければ他社からの与信を除外して支払可能見込額を算定して与信をする、すなわち過剰与信をすることになってしまう。特に他社から既に借入をしていて返済のために与信を受けようとする場合、与信審査を受ける者は与信を強く希望することから、他社との取引状況をすべて自己申告するとは限らず、正確な与信審査は期待できなくなる。

また、③利用限度額10万円以下の場合に指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除してしまうと、複数の与信を受けることで過剰与信につながりうるのであるから、与信情報の照会義務・登録義務を免除すべきでない。

5 多重債務を原因とする自殺者数は現行規制以前の平成19年には1973名であったが現行規制後の平成25年には688名と約3分の1に減少しており、現行規制が多重債務防止に効果的であったことは明らかである。

現行規制を緩和し、過剰与信が行われるようになれば、現行規制以前の状態に逆戻りし、多重債務を原因とする自殺者数が増加する恐れはきわめて高い。これでは国民の生命身体の安全を無視して、与信を行う業者の利益を優先することとなりかねない。

よって、今般のクレジット過剰与信規制の緩和は強く反対する。

以 上

2019年（令和元年）5月17日

茨城県弁護士会

会長 根本信義